

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示 県営土地改良事業計画を定めた件 四六〇
- 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件 四六〇
- 道路の供用を開始する件 四六一
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件 四六一
- 公告 砂利採取業務主任者試験を実施する件 四六二
- 一般競争入札を行う件 四六三
- 落札者を決定した件 四六四

## 告 示

**福島県告示第五百七十七号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、矢川原地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 土地改良事業計画書の写し
  - 三 縦覧の期間
- 平成二十九年九月四日から  
 月二十五日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所  
南相馬市役所

（農村計画課）

### 福島県告示第五百七十八号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十九年九月一日において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十九年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

同一の単位とされる保安林等の名称	残存許容限度
宇多川水源かん養保安林	二二・四五
宇多川土砂流出防備保安林	九九・七五
宇多川干害防備保安林	一・〇二
新田川水源かん養保安林	七〇・五一
新田川土砂流出防備保安林	二八三・七五
新田川干害防備保安林	一二・五〇
請戸川水源かん養保安林	七一・四五
請戸川土砂流出防備保安林	三一・三〇
請戸川干害防備保安林	〇・一〇
木戸川水源かん養保安林	一・三〇
木戸川土砂流出防備保安林	二二・八九
木戸川防風保安林	四・三九
夏井川下流水源かん養保安林	一、二六八・五八
夏井川下流水土砂流出防備保安林	三二四・四〇
夏井川下流干害防備保安林	二一・三五
鮫川下流水源かん養保安林	七九・二九
鮫川下流土砂流出防備保安林	七三・八八
福島北東地区水源かん養保安林	一、三四六・四七
福島北東地区土砂流出防備保安林	三六八・六二
福島北東地区干害防備保安林	二・三〇
福島南西地区水源かん養保安林	四五三・三四
福島南西地区土砂流出防備保安林	九六・六三
郡山地区水源かん養保安林	一、六六三・一七
郡山地区土砂流出防備保安林	六九・三五
郡山地区干害防備保安林	一六・〇〇
郡山地区水害防備保安林	〇・三〇

- 夏井川上流水源かん養保安林 一四・三四
- 夏井川上流土砂流出防備保安林 一九・五〇
- 夏井川上流干害防備保安林 七・三〇
- 阿武隈川上流水源かん養保安林 一、二六〇・八一
- 阿武隈川上流土砂流出防備保安林 九〇・二〇
- 石川地区水源かん養保安林 一・八〇
- 石川地区土砂流出防備保安林 三・一〇
- 石川地区干害防備保安林 三・八〇
- 鮫川上流水源かん養保安林 二五・〇五
- 鮫川上流土砂流出防備保安林 三六・五一
- 鮫川上流干害防備保安林 八・〇五
- 久慈川水源かん養保安林 四一・二・六〇
- 久慈川土砂流出防備保安林 二四〇・五一
- 久慈川干害防備保安林 一・一〇
- 猪苗代地区水源かん養保安林 八七九・〇九
- 猪苗代地区土砂流出防備保安林 二二一・五〇
- 猪苗代地区土砂流出防備保安林 六三二・八九
- 松原地区土砂流出防備保安林 一・三五
- 濁川水源かん養保安林 一、三一六・八四
- 濁川土砂流出防備保安林 一〇六・五五
- 濁川干害防備保安林 一・五五
- 阿賀川下流水源かん養保安林 六二五・五一
- 阿賀川下流土砂流出防備保安林 二四〇・九四
- 阿賀川下流干害防備保安林 一四・七五
- 阿賀川中流水源かん養保安林 一、七六九・八四
- 阿賀川中流土砂流出防備保安林 二八九・一〇
- 阿賀川中流防風保安林 〇・一〇
- 阿賀川中流干害防備保安林 二・九〇
- 只見川下流水源かん養保安林 二、〇九六・二五
- 只見川下流土砂流出防備保安林 三三八・三〇
- 只見川下流干害防備保安林 一・九五
- 阿賀川上流水源かん養保安林 二、六八四・一三
- 阿賀川上流土砂流出防備保安林 一、二五五・一二
- 阿賀川上流干害防備保安林 四、四六〇・五〇
- 只見川上流水源かん養保安林 六二四・六二
- 只見川上流土砂流出防備保安林 一四・三〇
- 只見川上流干害防備保安林 七三・五五
- 浜通り地区保健保安林 四四・〇五
- 中通り地区保健保安林 二四四・九〇
- 会津地区保健保安林

(森林保全課)

福島県告示第五百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県建設事務所で平成二十九年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山矢吹線	郡山市片平町字清水七二番地先から 同 市片平町字元大谷地一〇八番地先まで	平成二十九年九月一日

(道路計画課)

福島県告示第五百八十号

福島県財務規則(昭和三十三年福島県規則第十七号)第二百四十五条の規定により、平成三十年及び平成三十一年度において、福島県を発注者として、一般競争入札(以下「競争入札」という。)の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のとおり定める。  
平成二十九年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 第一 資格の審査を受けることができない者
  - 一 次各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。
  - 二 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
  - 四 資格の審査の申請時において、県税を滞納している者
  - 五 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - 六 物品の販売又は修繕の実績のない者
- 三十二条第一項各号のいずれかに該当する者

第二 資格及びその有効期間

資格は申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第五の第一号の定例申請に係る資格 平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格が認定された日から平成三十二年三月三十一日まで

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号に該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

一 定例申請 平成二十九年十月二日から同月三十一日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日（以下単に「県の休日」という。）を除く。）を受け付ける。

二 随時申請 平成三十年四月一日から、県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二二―七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四―九三五―一四七八
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四―八二二―一六五三
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四―二二二―九一五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津	〇二四―一六二―

方振興局出納室 町田島字根小屋甲四二七七番地一

五三五四

福島県相双地方振興局出納室

九七五―〇〇三二 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地

〇二四―四二二―一三〇四

福島県いわき地方振興局出納室

九七〇―八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地

〇二四―六一二―四一六〇四二

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 代表者の職氏名

三 住所又は主たる事務所の所在地

四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第九 この告示に関する問合せ先

福島県出納局入札用度課（入札用度課）

公 告

公告第百八十五号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験日時

平成二十九年十一月十日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

杉妻会館三階百合（福島県福島市杉妻町三番四十五号）

三 受験願書の提出期間

平成二十九年九月二十五日から十月十三日まで（郵送による場合は、十月十三日までの通信日付印のあるものを有効とする。）

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること（消印はしないこと。）。

五 その他  
受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせること。  
(技術管理課建設産業室)

### 公告第186号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年9月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム機器一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年12月18日（月）
- (4) 納入場所 福島県庁西庁舎

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年9月22日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年9月1日(金)から同月22日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月18日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年9月8日(金)午後3時 福島県出納局入札用度課入札室

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年10月12日(木)午前11時 福島県出納局入札用度課入札室(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日(水)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Equipment for the information and communication network system of Fukushima prefecture 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 12 October 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 11 October 2017

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第187号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年9月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 気象観測装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
  - 3 落札者を決定した日  
平成29年8月4日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
  - 5 落札金額  
142,560,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年6月23日

(入札用度課)